

農業経営対策事業費補助金等交付要綱

平成12年 4 月 1 日

12 構改 B 第350号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成25年 2 月26日 24経営第3143号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、全国農業会議所、農地売買円滑化事業実施要領（平成13年 4 月 1 日付け12経営第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「農地売買円滑化実施要領」という。）に規定する民間団体等、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年 3 月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）別表に規定する事業主体及び女性・高齢者等活動支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3540号農林水産事務次官依命通知。以下「女性高齢者等実施要綱」という。）第2に規定する事業主体）に補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

I 農業経営対策事業等

- (1) 人権問題推進事業実施要領第2に規定する事業の実施に必要な経費
- (2) 総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に規定する事業の実施に必要な経費
- (3) 女性高齢者等実施要綱第3に規定する事業の実施に必要な経費
- (4) 農地売買円滑化実施要領第3に規定する事業の実施に必要な経費
- (5) 全国農業会議所事業実施要領（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3426号農林水産事務次官依命通知。以下「会議所事業実施要領」という。）第4に規定する事業の実施に要する経費

II 農業経営対策地方公共団体事業等

- (1) 総合支援事業実施要綱別表の2の(1)のイに規定する事業の実施に必要な経費
- (2) 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「育成支援事業実施要綱」という。）第3の2に規定する事業の実施に要する経費

III 経営体育成交付金

経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）第3の2の(1)のオに規定する事業の実施に要する経費

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のIからIIIまでに定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表のⅠからⅢまでの事業等に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表のⅠの区分間における経費の流用、別表Ⅰの区分1の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用並びに2の(1)及び(2)の経費の相互間における流用、2の(1)の①から③までの経費の相互間における流用、2の(1)の③のア及びイの経費の相互間における流用、2の(2)の①から④までの経費の相互間における流用、2の(2)の①のア及びイの経費の相互間における流用、2の(2)の③のアからウまでの経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの区分間における経費の流用、別表のⅡの区分2の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用

(申請手続)

第4 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長（北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度補助事業者の主たる事業の実施を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長等は、第4の1の規定による申請書の提出があつたときは、審査のうえ、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金等交付決定の通知を行うものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合（第8に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払等の請求)

第9 都道府県、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の2の(1)のア及

び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者及び女性高齢者等実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金等の概算払を請求するときは、別記様式第3号-1による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 総合支援事業実施要綱別表の1に基づいて事業を実施する補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金等の支払いを請求するときは、別記様式第3号-2による支払請求書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

- 第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第11 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金等の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-1による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

- 第12 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第4の2のただし書により、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の2のただし書により、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理等)

- 第13 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第14 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金等交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第13の2の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金等の経理)

第15 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第16 補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、次項に掲げる経費並びに農林水産省経営局長が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Ⅰの区分1の欄に掲げる1の(2)の事業及び全国農業会議所が行う別表Ⅰの区分3の欄に掲げる事業にあってはそれぞれの事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。

(報告)

第17 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第8号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第9号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金等の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附 則（平成22年4月1日付け 21経営第6896号）

1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。

2 この通知により廃止された事業であって、平成21年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成22年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成22年11月26日付け 22経営第4386号）

この通知は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け 22経営第7250号）

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、農業経営支援対策事業推進費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19経営第7267号農林水産事務次官依命通知。（以下「旧交付要綱」という。））は廃止する。ただし、旧交付要綱によって平成22年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。

3 この通知により廃止された事業であって、平成22年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成23年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成24年4月6日付け 23経営第3574号）

1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

2 この通知により廃止された事業であって、平成23年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成24年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成24年5月14日付け 24経営第422号）

1 この通知は、平成24年5月14日から施行する。

附 則（平成25年 2 月26日付け 24経営第3143号）

1 この通知は平成25年 2 月26日から施行する。

2 この通知による改正前のこの要綱により既に平成24年度に実施している事業については、なお従前の例によることとする。

別表（第2関係）

I 農業経営対策事業等

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 農業 経営対策 事業費補 助金	1 農業経営支援事業費 補助事業者が人権問題推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 人権問題啓発推進事業 ア 全国研修会開催費 イ ブロック研修会開催費 ウ 啓発資料作成費	定 額		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 新規就農・女性・高齢者活動等支援事業費 (1) 新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ①青年就農給付金事業 ア 準備型 イ 経営開始型 ウ 推進事業	定 額 (ただし、1人当たり年間150万円以内、なお、総合支援事業実施要綱別記1第5の要件を満たす場合は年間225万円以内)	経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	②農の雇用事業 ア 就業実践研修支援 イ 推進事業	定 額	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	
	③農業者育成支援事業 ア 技術習得支援(高度農業経営者育成教育機関への支援) 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費	定 額	経費の欄に掲げるアの(ア)から(イ)の経費の相互間における各経費の30%を越える増減	

(ア) 地域中核教育機関の学生、 農業者等を対象とした研修 (イ) その他、地域中核教育機関 の教育強化を図るための支援		
イ 新規就農等相談支援事業 (ア) 新規就農等相談活動事業 (イ) 農業就業体験活動事業		経費の欄に掲げ るイの(ア)から(イ) の経費の相互間に おける各経費の 30%を越える増減
(2) 女性・高齢者等活動支援事業費 補助事業者が女性高齢者等実施 要綱に基づいて行う事業に要する 次に掲げる経費		
①女性経営者発展支援事業 ア 全国段階 イ 都道府県段階	定 額	
②男女共同参画加速化事業	定 額 (ただし、 研修に係る テキスト代 及び研修会 会場借料に ついては、3 分の 2 以 内)	
③農村高齢者活動支援事業 ア 農村高齢者起業活動等活性化事 業	定 額 (ただし、 機械及び施 設のリース 料について は、2分の 1 以内)	
イ 農村高齢者の健康支援推進事 業	定 額	
ウ 農と福祉のマッチング推進 事業	定 額	
④障害者就労支援事業	定 額	

2 農地保有合理化対策事業費補助金	農地売買円滑化事業費 補助事業者が農地売買円滑化実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 差損助成費 イ 差損助成業務費	定 額	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	
3 農地制度実施円滑化対策事業費補助金	全国農業会議所事業費 全国農業会議所が会議所事業実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 情報収集・分析事業費 農業及び農業者に関する調査の実施 イ 情報提供・指導事業費 (ア) 農業委員会及び都道府県農業会議の職員等の資質向上のための研修会の開催等 (イ) 農業委員会の活動点検・指導	定 額 2分の1以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	

別表（第2関係）

Ⅱ 農業経営対策地方公共団体事業等

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 農業 経営対策 地方公共 団体整備 費補助金	新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業者育成支援事業 技術習得支援（地域の中核教育機関への支援） 教育改善計画に基づく取組の実施 ・新たな教育の実施に必要な教育施設の整備	2分の1以内		
2 農業 経営対策 地方公共 団体事業 費補助金	1 経営体育成支援事業費 (1) 事業費 補助事業者が育成支援事業実施要綱別表の事業内容欄の1若しくは2又は第3の2ただし書きに基づいて行う事業に要する経費 (2) 附帯事務費 ① 都道府県が(1)の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費 ② 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行うのに要する経費を都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費 2 新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業者育成支援事業 技術習得支援（地域の中核教育	定額、3/10以内 1/2以内	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げるア及びイの経費	事業の廃止

	機関への支援)		の相互間における 経費の増減	
	ア 教育改善計画の策定	定 額 (ただし、1 事業実施主 体当たり上 限 100 万 円)		
	イ 教育改善計画に基づく取組の 実施 (ア) 新たな教育の実施 (イ) 教育体制の強化に向けた取 組	定 額	経費の欄に掲げ る(ア)から(イ)の経 費の相互間におけ る各経費の 30% を越える増減	

別表（第2 関係）

Ⅲ 経営体育成交付金

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
農業経営 対策整備 交付金	経営体育成交付金			
	1 事業費			事業の廃止
	(1) 交付金実施要綱別表の事業内容の I の 5 に基づいて行う事業に要する 経費	定額(1/2以 内)		
	(2) (1) の事業の効果的かつ円滑な 実施を図るために必要となる調整活 動、指導活動等を行うのに要する経 費	定額 (1/2 以内)		
	2 附帯事務費	定額 (1/2 以内)		
	(1) 都道府県が 1 の経費に係る事業の 実施に関し、事業実施計画の承認及 び事業の推進に必要な事務並びに指 導監督及び調査検討を行うのに要す る経費			
	(2) 市町村が 1 の経費に係る事業の実 施に関し、指導監督等を行うのに要 する経費を都道府県が交付する場合 における当該交付に要する経費			

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（○○○○○○○○事業）*交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の 1、2 の(1)の ア及び 2 の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第 3 の 1 の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名
印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第 4 に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※ （○○○○○○○○）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

- 1 農業経営対策事業等

2 農業経営対策地方公共団体事業等

3 経営体育成交付金
- }

(様式 A)

(様式 B)

(様式 A) 農業経営対策事業等

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A＋B）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A）	そ の 他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付書類

- (1) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

注） 1 及び 2 の様式は、人権問題推進事業実施要領第 7 に定める事業計画書、会議所事業実施要領第 5 の 1 に定める事業実施計画書、農地売買円滑化実施要領に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書、総合支援事業実施要綱第 4 の 1 に定める事業計画書、女性高齢者等実施要綱第 6 に定める実施計画書に準ずる。

(様式B) 経営体育成交付金

- 1 事業の目的
- 2 事業計画(実績) 及び経費の配分
- (1) 事業費

事業内容	事業概要	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負担区分				備考
				交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
共同利用施設補助事業		円	円	円	円	円	円	
整備附帯事業								
附帯事務費								
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「事業に要する経費 (又は要した経費)」及び「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。
- 2 「備考」欄には、事業内容ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「合計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。
- また、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、以下参考様式を作成すること。

(参考)

事業内容	事業概要 (事業実施主体名及び整備内容を記入)	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融 資 名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
		〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

区 分	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
			交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
I 都道府県附帯事務費		円	円	円	円	
II 市町村附帯事務費						
合 計						

- (注) 1 「事業内容」欄、「事業費」欄、及び「負担区分」欄は、経営局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
- 2 都道府県附帯事務費の使途に専任職員設置費を含む場合にあっては、「備考」欄に当該専任職員の氏名、役職、所属部課、任用期間、職務の概要を記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		
			増	減	
農業経営対策整備交付金	円	円	円	円	
合 計					

（添付書類）

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
交付金実施要綱第3の6の（2）のウの「経営体育成交付金都道府県年度別実施計画書」

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（○○○○○○○事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等については、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり計画を変更し

〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 2 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。
 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

- 1 変更の理由
2 変更計画の内容
 (以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。
 ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第3号ー1（第9の1関係）

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

官署支出官地方農政局総務部長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては官署支出官農林水産省大臣官房経理課長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第9の1の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)－(B＋C)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の(様式A)の3の表の「区分」の欄に記載された事項又は(様式B)の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

第11のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官農林水産省大臣官房經理課長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第9の2の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（○○○○○○○○事業）遂行状況報告書

号
日

番
年

月

地方農政局長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の１、２の(１)のＡ及び２の(２)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第３の１の(２)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

住所	
団体名	
代表者名	

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況（第・四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B／A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

(注) 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇事業）実績報告書

号
日

番
年

月

地方農政局長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業者会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の１、２の(１)のＡ及び２の(２)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第３の１の(２)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

住所	
団体名	
代表者名	

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第12の1の規定により、その実績を報告する。
(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第 1 号に準じて記載すること。
2 記の記載事項は、別記様式第 1 号の記の記載要領に準ずる。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第6号（第12の3関係）

平成 年度農業経営対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者並びに女性高齢者等実施要綱に基づいて事業（第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。）を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつたこの事業について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の 内容			工 期		経 費 の 配 分					耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	国 庫 補 助 金	都道府 県 費					市町村 費	その他	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円（A）
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内訳		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
-----		千円（B）
(2) (1) 以外の支出		
支出内容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		%（B/A）

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1) 以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成〇〇年度補助金等概要報告書

特例民法法人名			
(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）			千円 (A)
(2) 補助金等の交付実績額			
名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率			% (B/A)